




農繁期の事故多発!

「忙しさ」が事故を誘発! ~周囲の「声かけ」から事故防止を~

平成 28 年度において、広島県内の農作業事故は 427 件発生しました。

特に、秋は農作業事故が発生しやすいとされ、農作業機械の使用や牛に触れる作業では特に注意を払い、事故防止を周囲へ呼びかけるなど、身近なところからその防止に努めましょう。

	トラクターによる事故 トラクターが転倒・転落し、投げ出されて機体の下敷きになった ... など		高所での作業中の事故 脚立での作業中、設置時のバランスが不安定だったり天板上がったりした際に転落して頭を打った ... など
	耕うん機・コンバインによる事故 耕うん機をバックさせていたところ木と機体の間に挟まれた、コンバインの手こぎ作業で手を巻き込まれた ... など		草刈り時の事故 草刈り機の使用中に足を滑らせて足を切る、夏の屋外の作業で熱中症になる、雑草を燃やして火にまかれた ... など

8/1 生産基盤調査

前年同期比較で 6 戸・経産牛 116 頭減少

▼ 8 月 1 日の生乳生産基盤調査は以下の通りです。

▼ 平成 28 年同月を比較すると、生乳出荷組合員において健康上や年齢等を理由として 7 戸廃業と、新たに 1 戸の加入があり最終的には 6 戸減少となりました。

▼ 飼養頭数を見ると経産牛頭数では 116 頭減少したものの、育成牛では 47 頭増加しています。これは、北海道初妊牛価格の高騰から自家育成の保留に向けて若干の経営判断があつたものと考えられます。

▼ 将来の生乳生産基盤を維持するには、単年度では経産牛頭数の 30% の育成牛の保留が必要となりますが、現状では約 384 頭の不足を生じ、生乳生産基盤の脆弱化に歯止めが掛からない状況にあります。

▼ 今後、これらの課題解決に向かって、「ひろらく若齢預託育成事業」の新設に向かって実行委員会を立ち上げ検討を深めています。

地域名	2017年8月					2016年8月					前年との差				
	戸数	経産	搾乳	育12<	育12>	戸数	経産	搾乳	育12<	育12>	戸数	経産	搾乳	育12<	育12>
備北	39	1,849	1,575	371	324	40	1,902	1,675	385	341	-1	-53	-100	-14	-17
南部	14	526	461	134	97	15	559	485	133	121	-1	-33	-24	1	-24
西部	40	1,276	1,110	289	229	42	1,240	1,063	242	180	-2	36	47	47	49
東部	35	1,584	1,291	392	389	37	1,650	1,371	410	366	-2	-66	-80	-18	23
合計	128	5,235	4,437	1,186	1,039	134	5,351	4,594	1,170	1,008	-6	-116	-157	16	31

廃プラ回収のお知らせ

10/23 ~ 27

平成 29 年度第 3 回目の廃プラスチック回収を次の日程で行います。

回収希望の方は、回収日前日迄に申込書を本所生産振興課、又は各事業所へ提出のうえ、最寄りの回収場所に時間厳守でお持ち込み下さい。

なお、申込書は最寄りの各事業所に備えてあります。

■回収場所及び回収日時

回収場所	回収日	回収時間
高宮ミルクボーイ	10月23日(月)	午前11時~午後3時迄
西部事業所	10月24日(火)	
東部事業所	10月25日(水)	
みわTMRセンター	10月26日(木)	
庄原倉庫	10月27日(金)	午前10時~正午迄

平成30年4月からの“新たな酪農制度改革” 改正畜安法 最低2割 加工原料乳 政省令案 パブリックコメントを経て10月下旬交付

農水省は9月6日、新たな加工原料乳生産者補給金制度を創設する改正畜産経営安定法(畜安法)に関し、制度の詳細を定める政省令案を公表。

焦点だった補給金を受け取る集乳業者が国に提出する「年間販売計画」では、加工原料乳向けの出荷予定数量が最も少ない月でも、月平均の数量の2割を満たすとの要件を付けた。

一定の加工原料乳を安定的に出荷するよう求め、需給安定につなげる。2015年に始まった同制度の見直し作業はこれでおおむね終わり、同省は来年4月から新たな制度を始める。

政省令案は同日から30日間、パブリックコメントにかけて10月下旬に公布する。

- ▼現行、加工原料乳生産者補給金は、JAなどが組織する指定生乳生産者団体(指定団体)を通したもののだけ生産者に支払われる。
- ▼改正畜安法では、補給金を指定団体以外の集乳業者も受けられるようにした。
- ▼一方、補給金を受ける事業者が生乳の「年間販売計画」の策定を求め、計画を基に国が需給調整することとし、年間販売計画の詳細は政省令に委ねていた。
- ▼省令案では、年間販売計画を「年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引」となるよう規定。具体的には、加工原料乳の仕向け予定数量が最少の月でも、年間の仕向け予定数量の月平均の2割を確保する計画を立てる必要がある。
- ▼現行の指定団体が、仕向け量が最少の月でも同割合を確保していることを受け、新たな事業者にも同様の条件を求める。
- ▼年間販売計画に基づく需給の管理へ、国は事業者が生乳の販売数量・価格などを4半期ごとに報告を求める他、農相が必要と判断した場合も随時、報告を求める。
- ▼需要が伸びる夏場は飲用向け、需要が鈍る冬場は加工原料乳を中心に出荷するといった「場当たりの販売」を防ぐため、事業者が生産者との生乳の取引を拒否できる要件も省令案に示した。
 - (1) 申出数量が季節的な変動要因を超えて増減している
 - (2) 短期間の取引
 - (3) 特定用途への販売を求められる
 - (4) 生乳品質が事業者の基準に合わない
 - (5) 売れ残りの生乳の取引—など
- ▼法改正の審議段階で示していた内容に追従した。「場当たりの販売」の排除へより幅広いケースを想定すべきだとの声も生産現場から出ていたが、こうした要件で対応できると判断した。
- ▼条件不利地域からの生乳の集送乳経費を助成する「集送乳調整金」の要件も定めた。省令案で、集送乳経費について「平準化の措置が取られていること」とし、乳業工場に近い農場にだけ高い乳代を払って有利なところからだけ集めるといった“いいとこ取り”を防ぐ内容とした。

改正畜安法の政省令案で定める主な内容

指定事業者が国に出す「年間販売計画」の要件

- ➡ 毎月の加工原料乳向けの出荷予定数量について、少なくとも年間の加工原料乳向け出荷予定数量を12等分した2割の水準を満たす

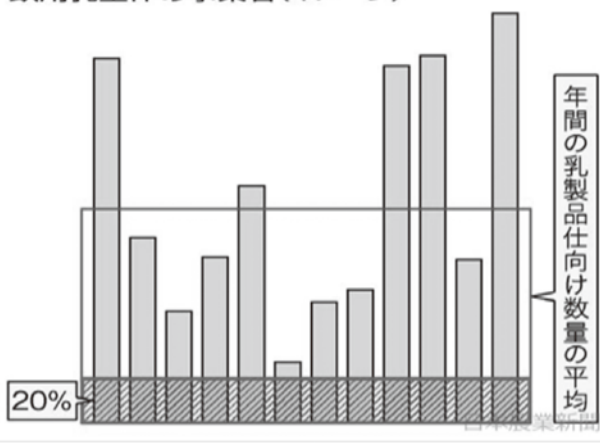
指定事業者が生産者との取引を例外的に拒否できるケース

- ➡ 「季節による生乳生産の変動幅を超え、変動する生乳取引を求められる」「短期間の取引を求められる」など五つのケースを明示

指定事業者が「集送乳調整金」を受け取る要件

- ➡ 加工原料乳生産者補給金と集送乳調整金は各生産者の出荷数量を基準に交付すること、集送乳経費は生産者によって変えずに均一にする「平準化」を行うことが要件。これにより指定事業者からの距離の遠近などによって、生産者が受け取る乳代に差が出ないように配慮

飲用乳主体の事業者(イメージ)



生乳廃棄事故が生じた場合の保険手続き等の対応

本誌、8月号(No.281)の「Milk Parlor」19頁に生乳の抗生物質混入事故防止を呼びかける記事を掲載しました。

この事故防止には、搾乳時におけるクォーターミルクの適正使用をお願いしております。

また、抗生物質による治療を行った搾乳牛等に関しては、当組合が行う生乳検査において陰性を確認された上で、生乳出荷にあたられますようお願いいたします。

当組合では、平成29年8月16日以降において、生乳廃棄事故が生じた場合には、農家担当職員が直ち

に該当組合員を訪問し、何故、抗生物質が混入したのかの原因追及と今後の再発防止のための対策を助言する行動にあっております。

また、これに併せて、これまで当組合にて対応して参りました**「保険手続きに必要な「生乳廃棄事故の賠償責任にあたる示談書」等の書類整備は、今後、原因者が被害者を訪問し、署名や押印などの諸手続きにあたって戴くこととしております。**

この点を含めて生乳への抗生物質等混入が生じないように十分ご留意下さい。

豪州産育成牛導入事業 12月に300頭輸入予定 申込期限 9/27

JA全農は、(一社)Jミルクが行う「酪農乳業産業基盤強化特別対策事業(乳用牛資源緊急確保事業)」による豪州産育成牛導入事業の実施主体として、輸入育成牛を酪農家に供給する事業を実施します。

同事業の輸入予定時期は12月とし、全国からの申請を受け付け、300頭を超える申請があった場合には、抽選によって利用者が決定されます。

当組合ではこの案内を受けて、生乳出荷組合員の皆さんには既に事業案内と共に、申込期限を9月27日(水)としてファクシミリで案内しております。

【防疫・衛生対策】

- ①輸入牛は一旦、「豪州動物検疫所」にて21日間の輸出検査
- ②各検査による陰性牛のみ輸出
- ③国内では輸入牛到着後、更に動物検疫所(門司)において17日間監視伝染病の検査
- ④この検査結果で万一、伝染病への罹患が疑われれば、検査の延長へ。
- ⑤輸入牛が広島県に到着後も3ヶ月間の隔離が必要。
(注)この隔離には、導入先農家において輸入牛を単独で管理できる隔離施設(既存牛と離れている施設)を所有し、尚且つ十分な家畜衛生管理ができる出来る組合員が対象。

畜産・酪農生産力強化対策事業等への参加組合員の皆様へ各種補助事業にかかる書類整備のお願い!!

当組合では、平成29年度の国の補助事業(1)畜産・酪農生産力強化対策事業、(2)飼料生産型酪農経営支援推進事業、(3)酪農経営体生産性向上緊急対策事業(労働負担軽減事業)、(4)乳用後継牛緊急確保事業、(5)畜産高度化支援リース事業等に参加し、組合員の酪農経営支援にあっております。

前述の補助事業の内、年度末に向かって証拠書類等の整備を必要とする事業名称等は以下のとおりです。

該当組合員におかれましては、平素より提出を必要とする証拠書類の整理・保存に努められ、おって、組合からこれらの書類提出(時期は平成30年1月末日)を求めた場合は、速やかに対応下さいますようお願いいたします。

なお、その他に必要な書類等の整備が必要となった場合には、随時、連絡致しますので協力をお願いいたします。

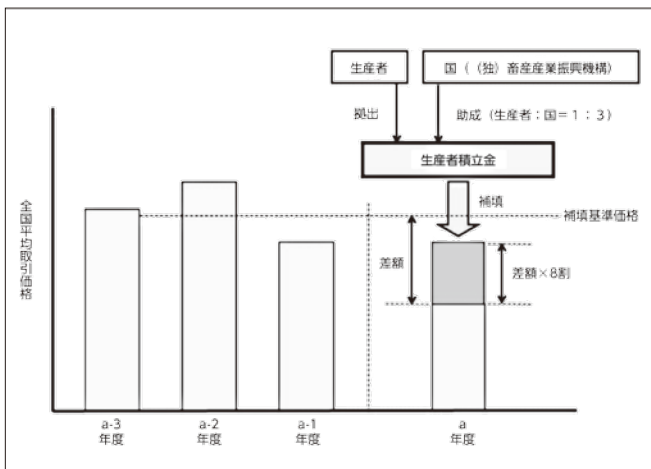
事業の名称	事業区分	提出を求める証拠書類等
(1) 畜産・酪農生産力強化対策事業	1) 性別別精液利用推進事業	①購入した精液の証拠書類(ラベル等の写) ②授精証明書類(写)
	2) 和子牛生産拡大対策事業	①購入した受精卵の証拠書類(ラベル等の写) ②移植証明書類(写)
(2) 飼料生産型酪農経営支援事業	—	取組を確認できる書類 (作業日誌や写真等)
(3) 酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (労働負担軽減事業)	—	機械設置写真

“収入保険制度”平成31年1月からスタート!! 加工原料乳生産者経営安定対策事業と収入保険の仕組みの比較!?

農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度が導入されます。

【加工原料乳生産者経営安定対策事業の目的】

従来より国による酪農関係の経営安定対策としては、加工原料乳生産者経営安定対策事業(以降、加工安定事業)があり、この目的は、指定生乳生産者団体傘下会員に属する生乳出荷組合員が加工安定対策事業生産者積立金契約を交わし拠出しておくことによって、加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんし、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資することを目的とされています。



この仕組みとは別に、農業共済が窓口となって平成31年1月から収入保険制度が始まりますが、この制度への加入は、加工安定事業との選択によるものとされています。

以下、収入保険の概要を紹介します。

【収入保険制度の概要】

1.収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者

①自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。(捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。)

②加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

2.自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポート

①品目の限定は、基本的に無く、米、畑作物、野菜、果樹、花き、生乳、きのこなど、ほとんどの農産物がカバーされます。簡易な加工品(精米など)も含まれます。

3.収入保険制度と価格安定制度等の類似制度とは、どちらかを選択

4.実施主体は、農業共済団体が新たに設立する全国連合会

5.国は、保険料・積立金の助成や政府再保険により支援

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとしない積立方式」の組合せで補填。

- ・保険料 50%、積立金 75%の国庫補助
- ・保険料(掛金)率は 1.0%程度(現時点の試算)。
- ・自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料(掛金)率が段階的に下がります。

注)農業者は保険料・積立金とは別に、事務費の支払を伴う。

※例えば、基準収入が1000万円の農業者は、29.7万円(保険料7.2万円と、積立金22.5万円)を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。

